

工事担任者試験 既出問題集

A I D D 総合種

端末設備の接続のための法規

平成27年度第2回～平成30年度第1回

電気通信工事担任者の会

GDPR 法規 既出問題

AIDD 法規 既出問題

<p>(4) 自営電気通信の接続 (4) 電気通信事業法の「自営電気通信設備の接続」に規定する、電気通信事業者が、自営電気通信設備との接続請求を拒むことができる場合について述べた次の二つの文章は、【エ】。</p> <p>A その自営電気通信設備の接続が、総務省令で定める技術基準(当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者との電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であって総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。)に適合しないとき。 法70-1 B その自営電気通信設備を接続することにより当該電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該電気通信事業者が仲裁委員の承認を受けたとき。 法70-2</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p>	<p>緊急に行うことを要する通信 (4) 電気通信事業法に基づき、公共の利益のため緊急に行うことをするその他の通信として総務省令で定めるものに該当する通信について述べた次の二つの文章は、【エ】。</p> <p>A 災災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とする通信であって、新聞社等の機関相互間において行われるものは該当する通信である。 法施規55-4 B 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項を内容とする通信で、気象機関相互間において行われるものは該当する通信である。 法施規55-5</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p>	<p>端末設備の接続の技術基準、利用者からの端末設備の接続を拒める場合 (4) 電気通信事業者が利用者から端末設備の接続請求を受けた場合について述べた次の二つの文章は、【エ】。</p> <p>A 電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が電気通信事業者が定める契約約款に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。 法52-1 B 総務省令で定める、電気通信事業者が利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合は、利用者から、端末設備であって電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他通信の秘密を侵すおそれのあるものの接続の請求を受けた場合である。 法施規31</p> <p>① Aのみ正しい ② Bのみ正しい ③ AもBも正しい ④ AもBも正しくない</p>	<p>工事担任者資格者証の交付 (4) 電気通信事業法に規定する「工事担任者資格者証」について述べた次の二つの文章は、【エ】。</p> <p>A 総務大臣は、工事担任者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることを認めたものを受講した者に対し、工事担任者資格者証を交付する。 法72(46-3-2) B 総務大臣は、電気通信事業法の規定により工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者に対しては、工事担任者資格者証の交付を行わないことがある。 法72(46-4-1)</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p>	<p>緊急に行うことを要する通信 (4) 電気通信事業法の規定による、公共の利益のため緊急に行うことをするその他の通信として総務省令で定めるものに該当する通信について述べた次の二つの文章は、【エ】。</p> <p>A 気象、水象、地象若しくは地動による被害の予防又は復旧の方法に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項を内容とする通信で、気象機関相互間において行われるものは該当する通信である。 法施規55-5 B 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とする通信であって、新聞社等の機関相互間において行われるものは該当する通信である。 法施規55-4</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p>	<p>緊急に行うことを要する通信 (4) 公共の利益のため緊急に行うことをする他の通信として総務省令で定めるものに、水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他【エ】するため緊急を要する事項を内容とする通信がある。 法規55-6</p> <p>① 社会の秩序を回復 ② 国民の財産を保全 ③ 生活基盤を維持 ④ 電力の供給を確保 ⑤ 電気通信業務を継続</p>	
<p>(5) 緊急に行うことを要する通信 (5) 電気通信事業法に基づき、公共の利益のため緊急に行うことをするその他の通信として総務省令で定めるものに、水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他【オ】するため緊急を要する事項を内容とする通信がある。 法施規55-6</p> <p>① 社会の秩序を回復 ② 国民の財産を保全 ③ 生活基盤を維持 ④ 電力の供給を確保 ⑤ 電気通信業務を継続</p>	<p>工事担任者資格者証の交付 (5) 電気通信事業法に規定する「工事担任者資格者証」について述べた次の二つの文章は、【オ】。</p> <p>A 総務大臣は、工事担任者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることを認めたものを受講した者に対し、工事担任者資格者証を交付する。 法72-2(46-3-2) B 総務大臣は、電気通信事業法の規定により工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者に対しては、工事担任者資格者証の交付を行わないことがある。 法72-2(46-4-1)</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p>	<p>端末設備の接続の検査 (5) 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の【オ】を受け、その接続が電気通信事業法に規定する技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。 法69-1</p> <p>① 檢査 ② 認定 ③ 検定 ④ 登録 ⑤ 認可</p>	<p>業務の改善命令 (5) 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者に対する事項に【オ】していないと認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他措置をとるべきことを命ずることができる。 法29-1-3号</p> <p>① 技術基準に適合 ② 運用方法を規定 ③ 適切に配慮 ④ 管理規程を遵守 ⑤ 他の電気通信事業者と協議</p>	<p>端末設備の接続の技術基準 (5) 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の【オ】を受け、その接続が電気通信事業法に規定する端末設備の接続の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。 法69-1</p> <p>① 登録 ② 指導 ③ 審査 ④ 検査 ⑤ 認可</p>	<p>工事担任者資格者証の交付 (5) 電気通信事業法に規定する「工事担任者資格者証」について述べた次の二つの文章は、【オ】。</p> <p>A 総務大臣は、工事担任者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることを認めたものを受講した者に対し、工事担任者資格者証を交付する。 法72(46-3-2) B 総務大臣は、電気通信事業法の規定により工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者に対しては、工事担任者資格者証の交付を行わないことがある。 法72(46-4-1)</p> <p>①Aのみ正しい ②Bのみ正しい ③AもBも正しい ④AもBも正しくない</p>	
<p>正解摘要 (1)(4) 2年 (2)A 総務大臣 (4)B 総務大臣の認定</p>	<p>ア④ イ② ウ④ エ① オ③ ア⑥ イ① ウ③ エ③ オ④ ア④ イ② ウ② エ④ オ① ア② イ③ ウ① エ④ オ③ ア② イ① ウ⑤ エ② オ④ ア⑤ イ② ウ④ エ③ オ①</p>	<p>(1)(5) 利用者による接続の接続が著しく不適当なもの (5)A 終了 B 1年 (1)(4) 生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去する (2)A 当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲 (4)A 総務省令で定める技術基準 B 利用者による接続が著しく不適当なもの</p>	<p>(1)(2) 総務省令で定めるところにより (4)A 終了 B 1年 (1)(2) 2年 (2)B 総務大臣 (4)A 地動の観測の報告又は警報 (5)B 1年</p>	<p>(1)(6) 利用者による接続が著しく不適当 (2)A 当該電気通信回線を設置する区域の範囲 (5)B 1年</p>		
<p>問題番号</p>	<p>H30年度第1回</p>	<p>H29年度第2回</p>	<p>H29年度第1回</p>	<p>H28年度第2回</p>	<p>H28年度第1回</p>	<p>H27年度第2回</p>

IDD 法規 既出問題

AIDD 条分別 出題頻度 H25年第2回～H30年第1回

科目	法律	タイトル	252	261	262	271	272	281	282	291	292	301	出題
電気通信事業法	利用の公平	6		261								1	
電気通信事業法	基準的電気通信役務の提供	7		261								1	
電気通信事業法	重要通信の確保	8-1	252		271			282				3	
電気通信事業法	重要通信の確保	8-2	252		271			282				3	
電気通信事業法	重要通信の確保	8-3	252		271		272		291			3	
電気通信事業法	登録	9	252		271			282				3	
電気通信事業法	業務改善命令	29	252		262			291				3	
電気通信事業法	業務改善命令	29-1		262				291				2	
電気通信事業法	業務改善命令	29-2		262				291				2	
電気通信事業法	業務改善命令	29-3		261	271			282				5	
電気通信事業法	業務改善命令	29-7		262				291				2	
電気通信事業法	業務改善命令	29-8		262				291				2	
電気通信事業法	技術基準適合命令	43		261	271		281		292			4	
電気通信事業法	管理制度	44-1	252		272			291				3	
電気通信事業法	端末設備の接続の技術基準	52-1	261	271	272		282	291	292			6	
電気通信事業法	端末設備の接続の技術基準	52-2-1	261		272			292				3	
電気通信事業法	端末設備の接続の技術基準	52-2-2		261		272			292			3	
電気通信事業法	端末設備の接続の技術基準	52-2-3		261		272			292			3	
電気通信事業法	表示が付されていないものとみなす場合	55-1	252	262			281			301		4	
電気通信事業法	表示が付されていないものとみなす場合	55-2		262			281			301		3	
電気通信事業法	端末設備の接続の検査	69-1		262	272		282		291			2	
電気通信事業法	端末設備の接続の検査	69-2		262			272			292		301	
電気通信事業法	端末設備の接続の検査	69-3		262			271				1		
電気通信事業法	自官電気通信設備の接続	70-1		252		271				301		3	
電気通信事業法	自官電気通信設備の接続	70-2		252		271			291			3	
電気通信事業法	工事担任者資格証	72				272	281	282		292		301	2
電気通信事業法	工事担任者資格証	72(46-3-2)		261		272	281	282		292		301	6
電気通信事業法	工事担任者資格証	72(46-4-1)		261		272	281	282		292		301	6
電気通信事業法	工事担任者資格証	72(46-4-2)			281		272	282	291	292		301	2
電気通信事業法	二工事担任者資格証	31		261	271	272	281	282	291	292		6	
電気通信事業法	接続請求を拒否できる場合	55-4		262		271	272	282	291	292		3	
電気通信事業法	重要通信の確保	55-5		252		262		281		292		301	3
電気通信事業法	重要通信の確保	55-6		252		272			291			3	
電気通信事業法	工事担任者を要しない工事	3-1	252			271		282			301	3	
電気通信事業法	資格者証の交付	38-2			262	271	272	281	291	292		301	3
電気通信事業法	資格者証の再交付	40		252	261	272			292			301	3
電気通信事業法	資格者証の返納	41		252	261	272			292			301	3
電気通信事業法	系付書類の省略	41の2		261								1	
電気通信事業法	資格者証の種類及び工事の範囲	4AIDD		252	262							2	
電気通信事業法	資格者証の種類及び工事の範囲	4AI一		262								1	
電気通信事業法	資格者証の種類及び工事の範囲	4AI一		252	261	271	272	281	282	291	292	301	10
電気通信事業法	資格者証の種類及び工事の範囲	4AI三		252	261	271	272	281	291	292	301	9	
電気通信事業法	資格者証の種類及び工事の範囲	4DD一		252	261	271	272	281	291	292	301	1	
電気通信事業法	資格者証の種類及び工事の範囲	4DD二		252	261	271	272	281	291	292	301	8	
電気通信事業法	資格者証の種類及び工事の範囲	4DD三		261		271	272	281	291	292	301	3	
電気通信事業法	技術基準適合認定	10様7			271		281					1	
電気通信事業法	技術基準適合認定	10様7-1		252		272	281	282				4	
電気通信事業法	技術基準適合認定	10様7-2		261		272	281	282				2	
電気通信事業法	技術基準適合認定	10様7-3		252	262	272	281	282	291	292		7	
電気通信事業法	技術基準適合認定	10様7-5		261	262	272	281	282	291	292		5	
電気通信事業法	技術基準適合認定	10様7-6		261	262	272	281	282	291	292		7	
端末設備等規則	2-2	252		262		281			292			5	
端末設備等規則	A電話用設備	2-3		261		272	281	291	292			3	
端末設備等規則	移動用電話設備	2-4	252		271	272	281	291	292			6	
端末設備等規則	IP電話用設備	2-6		262		271			282			2	
端末設備等規則	IP電話用端末	2-7		261		271			282			301	4
端末設備等規則	IP移動電話端末	2-8							291			1	
端末設備等規則	ISDN用通信回線設備	2-12			271	272	281	282	291	292		6	
端末設備等規則	専用通信回線設備	2-14							292			1	
端末設備等規則	デジタルデータ伝送用設備	2-15		261	262	271			281			7	
端末設備等規則	専用通信回線設備等端末	2-16		252	261	262	272			291		4	
端末設備等規則	選択信号	2-19		262						292		2	
端末設備等規則	直流回路	2-20								292		1	
端末設備等規則	絶対レベル	2-21		261		271	272			292		4	
端末設備等規則	通話チャネル	2-22		261						292		2	
端末設備等規則	制御チャネル	2-23		252						291		1	
端末設備等規則	呼切断用ヘッジ	2-25										4	
責任の分界	3-1	252	261		272					291		1	
端末設備等規則	漏えいする通信の識別禁止	4		252	261					292		7	
端末設備等規則	鳴音の発生防止・鳴音とは	5		252	261					292		9	
端末設備等規則	鳴音の発生防止	5		252	261					292		3	
端末設備等規則	絶縁抵抗等	6-1-1		252	261					292		10	
端末設備等規則	絶縁耐力	6-2		261	262	271	272	281	282	291	292	7	
端末設備等規則	接地抵抗	6-2		252	261	262	271	272	281	291	292	301	6
端末設備等規則	過大音響衝撃の発生防止	7		252	261	262	271	272	281	291</td			